平成２９年（フ）第９６０４号
東京都江東区南砂３丁目11－９－106
破産者　大坪　洋一
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６０５号
東京都江東区南砂３丁目11－９－106
破産者　大坪　政子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６１０号
東京都中野区大和町２丁目21－５－106
破産者　網本　浩司
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６２４号
東京都町田市鶴間５丁目２－１－704
破産者　相澤　幸一
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６２５号
東京都町田市鶴間５丁目２－１－704
破産者　相澤美知子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３２号
東京都品川区西大井４丁目12－２－119
破産者　永田　陽子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６８６号
埼玉県さいたま市西区西大宮１丁目10―20―201、開始決定時の住所東京都小金井市緑町５丁目２―12―203
破産者　中澤　秀章
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６８７号
東京都立川市錦町２丁目10－８　錦町２丁目第２アパート301
破産者　松島　眞一
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６８８号
東京都福生市北田園１丁目２－４　シャルマンＤ102号室
破産者　林　　英樹
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７１０号
東京都葛飾区柴又３丁目３－３－102
破産者　沼田　正昭
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７１１号
東京都葛飾区柴又３丁目３－３－102
破産者　沼田　信明
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７１４号
東京都町田市山崎町840　都営山崎８－304
破産者　板澤　　裕
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７１５号
東京都町田市山崎町840　都営山崎８－304
破産者　板澤　衣代
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７８６号
東京都狛江市東和泉４丁目１－15―401
破産者　池田　慎司
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４８号
埼玉県朝霞市泉水３丁目12―13―205
破産者　大野　早苗
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第９９号
東京都府中市緑町１丁目10―13―501
破産者　山内　裕太
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０１号
東京都中央区新川２丁目19－６－1305
破産者　大坂　光生
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２１号
東京都稲城市東長沼1100―202
破産者　佐野　純一
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５３号
東京都練馬区大泉学園町７丁目19―17―103
破産者　森　　公子
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２８７号
東京都品川区北品川１丁目20番４
破産者　株式会社ノブレス
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４３号
東京都練馬区高松３－１－10　グランシティ練馬春日町Ｉ－303、住民票上の住所東京都練馬区高松３丁目１番10―303号
破産者　江橋　克則
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９７号
東京都江東区越中島２丁目14番地11号２Ｆ
破産者　株式会社オクトニジューニ
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部